地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その使途が「社会保障施策に要する経費」に限定されています。本市においては、下記の社会保障施策に要する経費の一般財源に広く充てています。

令和５年度決算

（歳入）

地方消費税交付金　671,935　千円

（うち社会保障財源化分　372,986　千円）

（歳出）

社会保障施策に要する経費　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳		
			特定財源		一般財源
			国県支出金	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,012,309	695,723	4,747	311,839
	高齢者福祉事業	213,744	3,973	35,176	174,595
	児童福祉事業	1,299,905	338,271	23,154	938,480
	母子福祉事業	62,691	20,496	150	42,045
	生活保護事業	336,484	261,722	0	74,762
	その他	215,333	11,533	149	203,651
	小計	3,140,466	1,331,718	63,376	1,745,372
社会保険	国民健康保険事業	257,342	106,425	9,885	141,032
	介護保険事業	668,584	41,082	0	627,502
	後期高齢者医療事業	747,733	105,361	0	642,372
	小計	1,673,659	252,868	9,885	1,410,906
保健衛生	診療所事業	59,503	0	0	59,503
	予防対策事業	103,834	368	805	102,661
	健康増進事業	2,708	1,307	40	1,361
	その他	158,971	11,448	89,291	58,232
	小計	325,016	13,123	90,136	221,757
合計		5,139,141	1,597,709	163,397	3,378,035